

第5章

中米における地域統合の現段階

はじめに

本章では中米における地域統合の最近の動きについて論じることにした。中米5カ国(グアテマラ、エルサルバドル、ホンジュラス、ニカラグア、コスタリカ)は、19世紀初頭短期間ではあるが、連邦共和国を構成していた⁽¹⁾。中米地峡にはパナマ、ベリーズを入れると7カ国がひしめき合っていて、歴史的にも統合への強い求心力が存在した。

1960年に発足した中米共同市場(MCCA)には、前記5カ国が参加し一定の成果をあげた。しかし参加国間の経済力の不均衡が貿易摩擦を起こしたことや、輸入代替工業化の行きづまり、所得分配の悪化、2回のオイルショックによる経済停滞、軍事政権への国民の反発が政情不安を生んだことなどさまざまな要因により、70年代には共同市場は事実上の機能不全状態に陥った。

1980年代には地峡全体が中米紛争に見舞われ戦場となった。90年代に入ると従来の共同市場の大枠を踏襲しながらも、経済統合と並行して政治統合が模索されるようになった。次節で紹介する中米議会の設置などはその好例であろう。このような事情を踏まえて本章では地域統合という用語を、経済と政治の双方のレベルの統合の意として使用することにした。また文中単に中米諸国という場合には、パナマを含めた6カ国を指すこととする。なおベリーズは歴史的なつながりの深いカリブ諸国のメンバーと判断し、考察の対象には含めないことにする。他方中米共同市場という枠組みそのものは存続

しており、国連機関などの公的な文書では、中米地域の経済統合を示す言葉として一般的には中米共同市場（参加国はパナマを除く5カ国）が使われている。パナマを含めるか否かで用語の使用に若干の混用が生じていて、現在は過渡期にあるといえよう。

1990年代の中米での経済統合の動きについては、すでにいくつかの優れた先行研究がある⁽²⁾。経済統合関連での本章の特色を強いてあげるとすれば、第3節で食糧自給の視点から農業問題を論じたこと、また第4節でメキシコとの自由貿易の最近の動きを論じていることであろう。いずれも従来の研究ではあまり触れられてこなかったテーマである。中米諸国は依然として農業に依存した経済構造を有している。農業の将来をどうするかは重要な政策的課題である。またメキシコとの自由貿易は、米州自由貿易圏（FTAA）参加の試金石となるものである。この二つのテーマは中米における地域統合の今後の成り行きを考察するうえで、看過できない要因になると思われる。

中米紛争による「失われた10年」を経て、各国は経済再建に向けて懸命な努力を続けている。一連の経済自由化措置は総体的にはプラスの効果をもたらし、地域全体の経済は回復基調にある。しかしながら農業自由化問題や経済力に格差のあるメキシコとの自由貿易など、長期的には先行きが不透明な点もある。したがって本章ではこれらの問題について、若干立ち入って検討することにした。

第1節 地域統合の新たな枠組み

中米諸国は1970年代後半より90年代初めにかけて、地峡全体に戦禍をもたらした中米紛争によって、人的・物的両面で多大の犠牲を強いられた。60年代に発足し比較的順調に推移した中米共同市場も、内外のさまざまな要因により、70年代には事実上機能不全の状態にあった。こうしたなかで、域内諸国の和平努力が87年8月の中米和平合意（エスキプラスII）に結実し、急速に

紛争の鎮静化が進んだ。

同時に従来の中米共同市場の枠組みを部分的には踏襲しながら、より競争力のある経済構造の構築を促進するための域内努力が活発化した。このような域内統合への動きを実際に体現したのは、年に2回程度定期的に開催される、中米5カ国(コスタリカ、エルサルバドル、グアテマラ、ホンジュラス、ニカラグア)とパナマ、ベリーズの首脳が会談する、いわゆる中米サミットの間であった。地域統合への動きも以下述べるように、このサミットの歩調に重なり合っている。当初からサミットは域内の和平外交を行う場であると同時に、域内の経済統合、政治統合に向けての政策協議を行う中心的な役割を担っていた。まず90年6月にグアテマラで開催された第8回中米サミットで、中米経済行動計画(Plan de Acción de Centroamérica: PAECA)が採択され、「統合のための法的、制度上の措置を可及的速やかに講ずる」ことを確認した⁽³⁾。当時は、中米紛争の一つの焦点であったニカラグアで選挙によって、親米路線をとるチャモロ政権が発足し、域内の和平機運が急速に高まった時期でもある。

1990年12月にコスタリカのプンタレナスで開催された第9回中米サミットでは、中米経済行動計画促進のために、よりいっそうの貿易自由化、域内の農産物の価格・生産調整のメカニズム、製造業の近代化などの具体策が討議された。また観光、漁業振興、文化財保護、生産部門振興などのテーマも話し合われた。従来の中米共同市場の制度上の抜本的な改革を決定したのは、91年12月にテグシガルパで開催された第11回中米サミットである。このサミットで中米6カ国が採択したテグシガルパ議定書(Protocolo de Tegucigalpa)により、中米共同市場時代の政治統合組織であった中米機構(Organización de Estados Centroamericanos: ODECA)が、より役割分担の明確な中米統合機構(Sistema de la Integración Centroamericana: SICA)へと発展的に改組されることとなった。テグシガルパ議定書は、中米統合機構の設立趣旨を「地域の経済社会統合を図り、平和・自由・民主主義・開発を達成すること」としている。

なお中米統合機構の本部はサンサルバドルに置かれ、業務開始は1993年2月である。後述のように中米統合機構は中米サミットの常設事務局としての役割のほかに、中米経済統合常設事務局（SIECA）や、中米経済統合銀行（BCIE）などおよそ24にのぼるさまざまな域内統合機関の業務を調整する機関と位置づけられている。このような多数の域内統合機関は近年財政上の理由などにより事務経費の削減や隣接機関との統廃合が進められており、後に明らかにするように、そのぶん中米統合機構の重要性が高まっている。

1. 1990年代の地域統合の流れ

その後の地域統合の大まかな動きをたどると、1993年3月にグアテマラ、ホンジュラス、エルサルバドルの北部3カ国が自由貿易地域の結成に合意した。同年5月にはニカラグアがこれに加わり自由貿易地帯は4カ国に拡大し、中米域内に準経済統合地域を形成することとなった。93年10月グアテマラで開催された第14回中米サミットでは、上述の自由貿易地域に参加する4カ国に加えてコスタリカ、パナマを含む中米6カ国全部が中米経済統合条約（Tratado General de Integración Económica Centroamericana）に調印した。中米経済統合条約はグアテマラ議定書（Protocolo de Guatemala）とも呼ばれている。

中米経済統合条約では関税同盟、共同市場よりもより統合度の強い中米経済同盟（Unión Económica Centroamericana）の結成をうたっている。そのため具体的なステップとして、自由貿易地域、国際経済システムへの積極的な参入、中米関税同盟の設立、生産要素の移動自由化、中米通貨同盟の結成などをあげている。このような域内統合目標はかなり急進的な内容を含むもので、各国でそのインプリケーションに差異があった。その結果パナマとニカラグアには経過措置がとられることとなったし、コスタリカの同条約への批准は1996年にずれこんだ。現時点では関税同盟、労働力を除く生産要素の移動自由化に一定の進展はあるものの、例えば通貨同盟に関しては、早期の

実現可能性は低いとみられている⁽⁴⁾。一方94年8月、コスタリカのグアシモで開催された第15回中米サミットでは、持続可能な発展のための同盟 (Alianza para el Desarrollo Sostenible: ALIDES) と呼ばれる、環境や貧困対策などに配慮した社会開発のための枠組みが合意された⁽⁵⁾。このような開発・発展の社会的側面への関心は94年10月に連続して開催されたマナグアにおける環境サミットやテグシガルパでのサミットの合意を受けて発表された「中米の平和と発展についてのテグシガルパ宣言」(以下、テグシガルパ宣言)などに結実していった。域内各国の社会開発側面を重視した開発モデル策定への熱心な取り組みは、翌95年3月にコペンハーゲンで開催された国連世界社会開発サミットに向けての域内共同行動と理解されている。一連の動きは同時に環境や社会開発、参加型の開発計画など、従来の政府主導型の経済開発で看過されがちであった側面に、各国政府が積極的に関与していこうとする姿勢の表われとも考えられる。

上記のテグシガルパ宣言では経済統合・経済自由化が、持続可能な発展に不可欠の条件であると述べている。中米における地域統合の動きの特徴は、このような経済・社会的公正、環境問題ひいては民主体制そのものといった、政治経済、社会制度上の広範な課題を内包していることにある。その背景には、域内各国が1970年代末からの中米紛争で経験した未曾有の政治・経済危機がある。地域統合は経済の活性化と持続可能な発展、民主体制維持のための不可欠の手段であると位置づけられている。

なお最近の動きとして1997年11月、ドミニカ共和国の首都サント・ドミンゴで中米サミットの特別会議が開催され、同国を中米サミットの正式メンバーとすることを決めた。翌12月にはパナマを除く中米5カ国の経済省次官がサント・ドミンゴに参集し、中米との自由貿易協定の交渉を開始している。

2. 中米議会の設立

中米の地域統合が制度面の変化で有する大きな特徴の一つは、繰り返すよ

うに、それが域内の経済統合だけではなく、政治分野での統合も強く意識している点にある。言い換えれば、中米の地域統合は中米共同体ないしは中米連合といった、経済・政治両次元での域内統合を視野に入れたものとなっている。これを具体的な形で示しているのが、1986年1月にグアテマラのマルコ・ピニシオ・セレス大統領（当時）が第1回中米サミット（エスキプラスI）で提案し、91年10月正式に発足した中米議会（Parlamento Centroamericano: PARLACEN）である⁽⁶⁾。

中米議会（以下、単に議会）は本部がグアテマラに置かれ、グアテマラ、エルサルバドル、ホンジュラス、ニカラグア、パナマが参加している。なおコスタリカは議会設立のための条約に署名しているものの、国会の批准は未済である⁽⁷⁾。

議会は各国により直接選挙で選出された20名の正議員（現在は10名に削減された）と、これに各国の正副大統領も引退後に正議員として加わり構成されている。任期はいずれの場合も5年間である。議会では域内全体の政治、経済、域内和平の推進、司法改革、人権、教育文化、女性と開発、人口問題、環境保全、観光など多方面の領域にわたり意見調整が行われる。なお議会の議決は法的な拘束力をもたない勧告にとどまっている。とくに近年議会は、中米サミットの場における討議議題の準備調整役的な役割を果たす傾向が強くなっている。議会は各国の政治家が地域レベルのさまざまな問題の情報交換を行いかつ対話する場として、以前の中米共同市場時代にはみられなかったユニークな試みといえよう。議会の設立には欧州連合（EU）とその政治統合を推進するための組織である欧州議会（EP）が積極的に支援し、1988年には2240万ドルの資金援助を実施した⁽⁸⁾。このようなEU側の姿勢の背景には、中米を含むラテンアメリカ諸国との連帯・相互依存を深めることにより、EU自身の統合の強化・促進を図るという政治的な動機がある。

しかしながら議会は発足後7年目を迎え、一つの転機にさしかかっている。他の域内統合機関との権能の重複、人件費や運営費などの予算上の問題、ひいては議員に付与されている不逮捕特権などが悪用されるケースなどもあり、

次に述べるように合理化案が提出されている。

3. 強化される中米統合機構 (SICA) の役割

前述のように中米統合機構は1993年に活動を開始したが、近年域内の経済・政治統合の中心的な役割を担いつつある点は注目されよう。中米統合機構の設立を定めたテグシガルパ議定書では第2条で、この機構は地域統合の制度上の枠組みをなすものであり、第3条では機構の基本的な目的として、平和で自由、民主的で発展する中米地域を建設するための中米統合を実現すると述べている。

中米統合機構は24にもものぼる域内統合機関の調整機関の役割を担っている。1997年7月パナマで開催された第19回中米サミット（以下、パナマサミット）では、一部に重複もみられる多数の域内統合機関の合理化を進めることに合意した。加えて中米統合機構事務局を事務総局に格上げして、権限の強化を確認している。このように現在進められつつある整理・合理化は、域内統合の流れに一つの方向性を与えるものと考えられるので、以下パナマサミットでの合意内容を中心に紹介することにした。

このサミットに提出された域内統合機関の合理化案を作成したのは国連ラテンアメリカ・カリブ経済委員会 (ECLAC)、米州開発銀行 (IDB) の二つの国際機関であった。合理化案では1986年の第1回中米サミットの開催から10年間、平均すると中米各国大統領は2カ月ごとに会合している。また計2000にのぼる議案に署名したが、そのうち実際に施行したものはわずかである。これらの会合や、域内統合機関への財政的な負担は1カ国当たり年間平均340万ドルに達している⁽⁹⁾。

合理化案の骨子は次のようである。まず中米統合機構の中米サミットなどの域内協議調整機関としての役割を強化し、従来所管が不明瞭であった中米経済統合閣僚会議は、各国の経済担当大臣の専管事項とする。中米議会は現行議員定数の1カ国当たり20名を10名にするなどの予算の削減措置、議員特

権の見直しを図り予算を中米統合機構の管理下に置くこと。91年に設置が決まりマナグアに本部を置く中米裁判所 (Corte Centroamericana de Justicia) に関しても予算削減と運営組織の合理化を進めること。これら一連の措置と並行して中米統合機構の権限強化と域内統合機関の合理化を進める。このため中米統合機構に新たに経済、社会、環境の3部門を担当する局を新設し、SIECAなど現行の地域統合の諸機関を統括する、などの点である。

要するに一連の改革は、役割が重複し予算的にも無駄が目立つ域内各統合機関をSICAの統括下に置いて、より効率的な運営を目指そうとするものである。前出のパナマサミットの合意文書は「域内統合の諸機関はサンサルバドルに置かれた中米統合機構事務局に集約される」と述べている⁽¹⁰⁾。

中米各国は多額の対外債務を抱え、財政的にたいへん苦しい状態にある。地域統合に要する現状レベルの事務的なコスト負担に十分に耐えられるだけの体力はなく、パナマサミットの合理化案を実行することにさしあたり障害はないであろう。ただ中米各国は歴史的にも相互の同質性を認識しつつも、独自性も強く指向している。従来これだけ多くの域内の統合機関が存在し事務局が各国に分散していたことは、逆の見方をすると、官僚機構の自己肥大化現象だけでなく、それぞれの国のある種の平等・均等意識の裏返しと看取される。サンサルバドルに本部を置く中米統合機構を地域統合推進の制度的な中心機関と位置づけ、従来から活動してきた域内の諸機関をその統括下に置くことには、感情的な反発も予想されよう⁽¹¹⁾。しかしながら政策担当者のレベルでは、上述の合理化案が不可避的な選択肢であるという共通認識が存在すると推察される。今後とも合理化の進捗状況には留意する必要があるだろう。

第2節 経済統合の概要

1. 急成長した域内貿易

現在の中米経済統合はパナマが参加している点を除けば、中米共同市場時代の枠組みを踏襲している部分もある。以下述べるように域内貿易障壁の撤廃⁽¹²⁾、対外共通関税設定への取り組み、後述する国内消費向け農産品に関する域内の政策協調などは共同市場時代にすでに実施されていた。かつての中米共同市場と現在の中米経済統合の政策上の根本的な相違点は、前者が保護貿易に基づく政府主導型の輸入代替工業化や、産業統合制度と呼ばれる基幹産業を域内に戦略的に統合するなどの産業政策を重視していたのに対して、後者は市場経済を中心にしてより競争力のある民間企業を育成しながら、これが主体となって輸出指向型の工業化の促進を目指していることである。

中米経済統合は少なくとも域内貿易の拡大という面において、一定の成果を収めつつある点は明らかである。1990年代に入って次々と実施された、域内貿易の関税撤廃、非関税障壁の削減などの一連の自由化措置、各国税関の合理化努力、域内輸送網のある程度の整備の結果、以下みていくように貿易財、なかでも最終消費財の域内移動を大きく活発化することに成功した。

表1によれば1991年から96年の間に、域内諸国全体の総輸出額は48億7120万ドルから79億7510万ドルへと約1.6倍に増加している。またそれぞれの国の総輸出額に占める域内輸出額の比率は全体で16.9%から22.5%へと上昇している。このように、上述の一連の貿易振興策は着実に効果を現わしていることは明らかである。なお中米6カ国のなかでも輸出競争力、貿易依存度に格差がみられる。域内貿易収支はグアテマラ、コスタリカという域内工業先進国の黒字基調が定着しつつあるのに比べて、比較的工業力の弱いホンジュラス、ニカラグアが大幅な貿易赤字となっている。60年代の中米共同市場が行き止まった要因の一つは、共同市場参加国間の貿易収支の不均衡であった。

産業基盤の弱いホンジュラスは貿易転換効果が貿易創出効果を上回り、域内貿易の決済に行きづまり、70年ついに共同市場から離脱した。

もちろん現在の貿易自由化は、従来は関税障壁などによって高いコストを払われていた消費主体にはプラス効果をもたらしている。経済的厚生とい

表1 中米6カ国の貿易額

(単位：100万ドル)

	1991	1992	1993	1994	1995	1996
合 計						
域内輸出額	824.9	1,151.7	1,281.9	1,423.7	1,672.4	1,798.4
総輸出額	4,871.2	5,057.4	5,574.6	6,039.1	7,434.8	7,975.1
総輸入額	8,536.0	10,672.2	11,766.1	12,624.8	14,659.6	15,100.5
コスタリカ						
域内輸出額	177.8	303.7	344.8	351.5	432.0	472.4
総輸出額	1,498.0	1,707.7	2,060.4	2,217.6	2,769.9	3,026.7
総輸入額	1,877.0	2,485.1	2,885.8	3,030.8	3,264.4	3,312.6
エルサルバドル						
域内輸出額	193.7	275.5	321.7	353.9	442.7	461.7
総輸出額	588.0	596.7	730.1	817.8	1,005.3	1,121.3
総輸入額	1,406.0	1,698.5	1,921.5	2,251.5	2,855.3	2,895.8
グアテマラ						
域内輸出額	324.0	421.8	446.7	507.7	590.8	610.9
総輸出額	1,230.0	1,295.3	1,338.2	1,502.6	1,923.2	1,971.9
総輸入額	1,851.0	2,462.8	2,668.1	2,647.6	3,292.5	3,295.9
ホンジュラス						
域内輸出額	32.0	50.4	54.1	46.0	39.1	61.9
総輸出額	835.0	740.3	671.6	617.5	656.0	705.5
総輸入額	955.0	1,056.7	1,348.1	1,452.9	1,727.5	1,781.6
ニカラグア						
域内輸出額	51.2	43.8	60.6	88.4	85.1	100.1
総輸出額	268.0	236.5	267.5	351.1	509.2	566.0
総輸入額	751.0	905.7	755.1	853.7	1,009.2	1,066.5
パナマ						
域内輸出額	46.2	56.4	64.0	76.2	82.6	91.4
総輸出額	452.1	480.9	506.8	532.5	571.7	583.7
総輸入額	1,696.0	2,018.4	2,187.4	2,389.0	2,510.7	2,748.0

(出所) CEPAL [1997] など。

う点では、域内貿易赤字の拡大がただちに不利益をもたらすとは結論できない。しかしながら域内の貿易不均衡の拡大は、例えば貿易赤字国の為替レート引下げ圧力ともなる。中米各国は今のところ米国の好景気に支えられて輸出を伸ばしており、ホンジュラスのように対米輸出依存度の高い国(96年には70%弱)の外貨準備は増加傾向にある。域内貿易収支の不均衡拡大は現時点でとりたてて問題化しているわけではないが、中米諸国は域外輸出農産品などで競合している場合も多く、一定の留意が必要と思われる。

2. 貿易障壁の撤廃と貿易上の諸措置

ここで便宜上、中米経済統合で採用されている一連の関税制度、原産地規則、不公正な貿易慣行(ダンピング)などについて触れておきたい。なお対外共通関税を除いた貿易上の諸措置は現段階では必ずしも明確に規定されていない場合もある。基本的には各国は世界貿易機構(WTO)での議論を踏まえて、それに準拠したものにしていくことで合意している点を、あらかじめ確認しておきたい⁽⁴³⁾。

(1) 対外共通関税制度

中米共同市場で採用していた域内共通の関税品目分類である中米統一関税分類表(NAUCA)に代わり1993年1月から中米統一関税制度(Sistema Arancario Centroamericano: SAC)が発足した。中米統一関税制度は5641品目を対象として関税率を最低0%(無税)から最高19%に決めている。なお関税率の適用は表2にあるように各国一律ではなく、またその削減の比率はそれぞれの国内事情に応じた漸進的なものである。コスタリカを例にすると、資本財の関税は96年1月の3%から99年1月には0%(無税)にまで引き下げられる予定である。他方エルサルバドルでは資本財は96年12月の時点で無税となっている。

(2) 原産地規則

中米原産地規則(Reglamento sobre el Origen Centroamericano de Mercan-

表2 関税引下げのスケジュール (1996年9月現在)

	資 本 財	原 料	完 成 品
コスタリカ	3% (96年1月)	1% (96年7月)	18% (96年12月)
	2% (97年1月)		17% (97年12月)
	1% (98年1月)		16% (98年12月)
	0% (99年1月)		15% (99年12月)
グアテマラ	0% (96年12月)	0% (97年1月)	19% (97年1月)
			17% (98年1月)
			15% (99年1月)
エルサルバドル	0% (96年12月)	0% (96年12月)	19% (97年7月)
			18% (98年1月)
			17% (98年7月)
			16% (99年1月)
			15% (99年7月)
ホンジュラス	1% (97年1月)	3% (97年12月)	19% (97年12月)
		1% (98年12月)	18% (98年12月)
			17% (99年12月)
			15% (2000年12月)
ニカラグア	0% (97年1月)	0% (97年1月)	15% (97年1月)

(出所) CEPAL [1997], p. 15.

cias)を新たに設け、従来あいまいであった規定を明確化した。中米原産地規則は基本的に、国外で生産された投入財や原料を用いた製品は、中米関税統一表による分類の変更の基準に準拠すると明記している。ただし規則を実行する要員の訓練不足、税関の対応の遅れといった管理上の問題が未解決であると指摘されている。

(3) 不公正な貿易慣行

1995年12月、不公正な貿易慣行に関する中米規則が承認された。同規則はWTOの紛争解決に関する手続きに従って、中米域内および域外第三国の事例に対して適用される。ダンピングや輸出補助金といった不公正な貿易慣行には、国内の関係団体のみならず域内の当該物品の関係団体が当局に調査申請することができる。

3. 堅調な中米経済とその背景, 問題点

次に中米6カ国の最近の経済情勢について概観し、その背景と問題点を指摘しておくことにしたい。先に触れたように、1990年代に入り経済統合の進展により域内貿易が着実に増加した。同時に地域全体の経済パフォーマンスも良好に推移している。国内総生産、輸出、インフレなどの数字をみると90年代後半にはどれもかつてない高い伸びや安定度を示している。96年にはニカラグア、ホンジュラスのGDPはそれぞれ実質で5.6%、3.0%の成長を示しているし、域内諸国のインフレ率は最も高いホンジュラスでも20%台である。ちなみにニカラグアのインフレ率は90年に1万%を超えていた。

このような経済情勢の堅調な推移の背景には、1980年代の中米紛争により病弊しきった各国がいわばゼロからのスタートをしたこと、ネオリベラリズムに代表される緊縮財政、自由市場経済、国営企業の売却などの一連の諸策が一定の成果を上げつつあること⁽¹⁴⁾、外国投資が増加していること、堅調な米国経済に支えられた在米自国民からの送金増加などがある。

このなかでも本章と関連の深い経済活動の特徴として外国投資、なかんずくマキラドーラの急激な増加がある。パナマを除く中米5カ国では主に対米向けの繊維・アパレル製品輸出が急激に増加している。米国807条として知られる優遇措置⁽¹⁵⁾に基づく中米4カ国(グアテマラ、ホンジュラス、エルサルバドル、コスタリカ)からの1996年の繊維・衣料製品(以下、単に繊維製品)の対米輸出額は、それぞれの国の対米輸出額の約50%に達している。ニカラグアにおいても近年、繊維、靴、アルミニウム、宝石類などのマキラドーラが拡大している。中米各国の最大の輸出先は米国市場である。次節で述べるようにコーヒー、バナナ、砂糖、食肉といった伝統的な産品が外貨獲得に果たす役割は依然として重要である。しかしこれを除外すると、米国市場で輸出競争力を有するのは、主にマキラドーラで作られた繊維製品などの軽工業品であるといえる。ところがメキシコはNAFTAの取り決めにより、対米向け繊維

製品の関税が漸次引き下げられることになり、中米諸国との間で摩擦が生じている。マキラドーラの対米輸出は中米諸国にとり死活的に重要である。今後は中米とメキシコの間で繊維・衣料製品の対米輸出に関する調整といった措置が不可避となる可能性も否定できない。

第3節 経済統合と農業

経済統合の進捗によって、各国の農業はどのような影響を受けるのであろうか。輸出農業と食糧自給体制という二つの側面から概観することにした。以下明らかにするように、中米各国の経済構造に占める農業部門の比率は依然として高い。中米諸国は1960年代の中米共同市場時代、そして現在の中米地域統合に至るまで工業製品を柱にした輸出産品の多角化に注力してきた。しかしながら「バナナ共和国」という古い呼び名に象徴されるような、いわゆるモノカルチャー・モノエクスポートの、一部農産品輸出に特化した外部依存性の強い経済構造の残滓を今日まで有している点も否定できない。経済統合はこのような従来型の農業構造に、どのようなインパクトを与えるのか。食糧自給の視点にも配慮しながら考察することにした。

1. 二極化する中米諸国

農業についての各国の特徴をつかむために、農業部門が全就業人口および国内総生産額、輸出総額にそれぞれ占める割合を確認しておくことにしたい。まず農業人口の比率をみると、ホンジュラス、ニカラグアの2カ国が40%前後、グアテマラが25%、残りの3カ国は10~20%台で、国によりかなりの差のあることがわかる(表3)。同様に国内総生産に占める農業部門の割合は、ホンジュラスの45%を最高にニカラグア、グアテマラと続き、コスタリカ、エルサルバドル、パナマは10%台にとどまっている(表4)。このように農業

表3 中米6カ国の全就業人口に占める農業部門の割合 (%)

	1990	1991	1992	1993	1994	1995	1996
グアテマラ	35.5	30.2	27.8	26.1	24.7	26.2	25.8
エルサルバドル	7.5	10.4	35.8	—	—	—	—
ホンジュラス	47.0	46.1	45.3	44.4	43.5	42.6	41.8
ニカラグア	33.8	34.9	36.3	36.9	37.1	38.3	39.8
コスタリカ	26.0	25.6	—	22.6	21.6	—	—
パナマ	—	26.7	26.3	—	—	—	—

(出所) CEPAL各種資料より筆者作成。

表4 中米6カ国の国内総生産額に占める農業部門の割合 (%)

	1990	1996
グアテマラ	23.0	21.2
エルサルバドル	17.1	13.4
ホンジュラス	45.6	45.7
ニカラグア	31.1	35.4
コスタリカ	15.8	15.5
パナマ		10.1*

(注) * 1994年のデータ。

(出所) 表3に同じ。

人口と農業部門の生産高にはある程度の相関関係がみられる。同時に中米6カ国のなかで農業の比率の高いホンジュラスとニカラグアの2カ国、比較的工業・商業部門の大きい残り4カ国に二極化していることがうかがえる。

しかしながらここでとくに強調しておきたいのは、表5にもあるように輸出品に占める農水産品の割合が全体として各国ともに高いことである。例えばエルサルバドルのように農業部門が相対的に小さな国でさえ、総輸出額の40%弱をコーヒー、砂糖、エビという伝統的輸出品上位3品目で稼いでいるのが現状である。金融・サービス部門の比重が大きいパナマでも、輸出による外貨獲得の主役はバナナ、砂糖などの農産品である。要するに依然

表5 主要伝統輸出品上位3品目の総輸出額に占める割合 (%)

	1985	1994
コスタリカ		
コーヒー, バナナ, 食肉	62	42
エルサルバドル		
コーヒー, 綿花, 砂糖	76	
コーヒー, 砂糖, エビ		39
グアテマラ		
コーヒー, バナナ, 綿花	52	
コーヒー, バナナ, 砂糖		40
ホンジュラス		
バナナ, コーヒー, 食肉	63	
バナナ, コーヒー, 海産物		58
ニカラグア		
コーヒー, 綿花, バナナ	74	
コーヒー, 海産物, 食肉		51
パナマ		
バナナ, 砂糖, 海産物	85	58

(出所) CEPAL [1995c], p. 18.

として中米諸国の比較優位は農業部門にあることは明瞭であろう (ただしコスタリカの場合近年米国系のハイテク企業が急激に進出しており、産業構造の高度化が進んでいる)。このことは第4節で触れるように、メキシコとの自由貿易を考察する際に見落としてはならない点であろう。なぜなら、現実に中米がメキシコ市場に輸出できそうな品目は、事実上は農産品もしくはその加工製品に絞られるとみられるからである。

2. 食糧自給体制の行方

中米共同市場発足後の1965年、中米5カ国は食糧自給体制に関するリモン議定書 (Protocolo de Limón) に合意した。同議定書の概要は(1)米、とうもろこし、インゲン豆、ソルガムの域内外貿易を政府間で調整する、(2)価格安定

のための委員会を設置して、農産物生産促進のために共通政策を採用する、(3)上記4品目の輸出を最優先項目とする、などである⁽¹⁶⁾。リモン議定書以後中米各国政府は国内消費向けの基礎穀物に対し価格補助を与えて、その供給と価格の安定を図ってきた。

このような農業保護政策により国や品目により相違点はあるものの、1960年代から70年代にかけて基礎食糧の自給体制はほぼ達成された。しかしながら80年代には平均8%であった食糧消費量の輸入依存比率は90年代には15%に増加した。その主因とみられているのが域内ではほとんど生産されない主要消費穀物である小麦の輸入増加で、その輸入依存度は90%に達している。小麦を含む穀物輸入量の変化を各国別にみていくと、80年から94年の間にコスタリカで2.5倍、エルサルバドルで3.1倍、グアテマラで2.5倍、ホンジュラスで2倍、ニカラグアで1.2倍、パナマで3.1倍に増加している⁽¹⁷⁾。

今日でも中米域内では米、とうもろこし、インゲン豆、ソルガムの4品目には原則として域内流通上の関税障壁は撤廃したものの、植物検疫による貿易制限を実施している。現段階では農産品の域内貿易の完全自由化には、各国とも依然として慎重な姿勢をみせている⁽¹⁸⁾。また中米諸国は例外なく大幅な貿易収支赤字に苦しんでいる。食糧輸入の増加は各国に大きな負担を強いることになる。自由競争を基調とした経済統合の動きのなかでは、地域全体を見通した一貫した農業政策はとりにくくなっている。食糧安全保障と経済効率のどちらを優先するのか。農業問題は中米経済統合のプロセスで、看過できない重要なテーマといえよう。

同時に域内には農業部門の比重の高いホンジュラスとニカラグア、それ以外の4カ国との間で二極化が進んでいる。域内経済統合により生じる利益分配に不均衡がもたらされるのではないかという懸念もある。実際前記農業2カ国の貿易赤字は両国合わせて1996年には15億ドル強に達している。貿易不均衡問題は同時に、次に述べるようにメキシコとの二国間自由貿易でも、双方の利害が複雑に絡み合う様相を呈している。これは経済力に大きな格差のある二国間における自由貿易の、本質的な問題点を折出するテーマでもある

ので、以下検討することにした。

第4節 中米経済統合とメキシコとの自由貿易協定

米州自由貿易圏(FTAA)の形成を目指した自由貿易の流れのなかで、中米諸国が域外国との自由貿易協定を実行に移す最初の相手はメキシコである。このことは別の表現をすれば、中米諸国の輸出競争力の実力を測る試金石となるのが、対メキシコ貿易であるということである。経済規模のはるかに大きいメキシコとの自由貿易は、中米にいかなるインパクトを与えるのであろうか。

パナマを除く中米5カ国首脳とメキシコのサリーナス・デ・ゴルタリ大統領(当時)は、中米紛争がまだ完全には終結していない1991年1月、チアパス州のトクストラ・グティエレスで会合した。この会合は中米・メキシコ首脳会議のスタートとなり、トクストラ・グティエレスIとも呼ばれている。首脳会議の合意内容をまとめたトクストラ・グティエレス宣言では、主に中米和平へのメキシコの協力が記されているが、第17番目の合意事項として96年末までに中米とメキシコに自由貿易圏を形成することをうたっていた⁽¹⁹⁾。

この合意を受けてメキシコと最初に二国間自由貿易協定を結んだのはコスタリカで1995年1月に発効した。97年12月にはニカラグアが続いた。中米とメキシコの自由貿易圏の形成は、メキシコがハブとなり中米各国がスポークとなる形で進んでいる。

1996年2月にはコスタリカのサンホセでトクストラ・グティエレスIIが開催された。この会議の合意文書はメキシコとエルサルバドル、グアテマラ、ホンジュラスとの間で自由貿易協定を結ぶべく協議を再開すると述べている。いわゆるこれらの北部3カ国がメキシコとの自由貿易にこれまでのところ慎重な背景には、次のような点が指摘されている。まず96年上半年期だけで3カ国の対メキシコ貿易赤字の合計額が2億5600万ドルに達していることがある。

メキシコは中米に対して主として機械、化学製品、自動車、ガラス、鉄、繊維・衣料製品などの工業製品を輸出している。なお石油は80年代は対中米輸出総額の30%を占めていたが近年は10%を割っている。他方中米の対メキシコ輸出の大部分は農産品もしくは農業加工製品である。

このようにメキシコは中米諸国が輸出を伸ばしたいと考えている非伝統的輸出産品の市場としてやや魅力を欠いている。加えて1994年のメキシコペソの下落も、中米産品の価格競争力を減退させた。現段階では中米4カ国はコスタリカ、ニカラグアがメキシコと結んだ二国間自由貿易協定の結果を注視しているところであろう。メキシコとコスタリカの自由貿易協定は協定発効後15年間にわたり、関税と非関税障壁を徐々に撤廃するとしている。その間関税はメキシコでコスタリカ製品には最高で9%、逆にコスタリカでメキシコ製品にかかる関税は20%で、非対称的な原則が適用された。関税引下げの対象品目は1万2000種類に達している。なお自由化から除外される品目はメキシコとコスタリカいずれもほぼ同一で鶏肉、乳製品、種芋、玉ねぎ、バナナ、コーヒー、ソーセージ、乳糖、果糖、ぶどう糖、シロップ、インスタント・カカオ、インスタント・ミルク、加工飲料などである⁽²⁰⁾。

コスタリカ製品でメキシコ市場で競争力をもつとみられているのは、果物、野菜類、砂糖、飲料、菓子類、食用油などのあまり付加価値の高くない農産品とその加工品である。中米諸国がメキシコとの自由貿易に期待する現実的なねらいは、メキシコからの直接投資にあると考えられている。メキシコ企業は中米ではもっぱら建設業、電力、観光などの分野に投資している。そして近年増加しているのはメキシコ企業の農産品加工業分野への投資である。例えば1970年代初頭からコスタリカに進出している食品加工業のマセカ・グループ (GRUMA) やグアテマラに進出したパン製造のビンボー・グループ (BIMBO) などは中米全体に投資対象国を広げつつある⁽²¹⁾。またメキシコの流通業が中米に進出する動きもみられる。

以上のように中米とメキシコの自由貿易圏の形成は、単純には中米諸国が既存の工業部門が受ける打撃を犠牲にした形で中米からの対メキシコ向け農

産・加工品の輸出を伸ばし、それを補填する形でメキシコ企業からの直接投資を拡大させることにつながるであろう。もちろん中米諸国の製造業がメキシコ企業と十分互角に競争できる水準に達する可能性は否定できない。コスタリカでは急速にハイテク産業が育ちつつある。将来軽工業製品ではメキシコが有力な市場となる可能性もある。しかしそのためには中米側での人材確保、輸送コストの軽減、マーケティングなどのさまざまな分野での長期的な改善が必要とされよう。現時点で中米諸国がメキシコに輸出可能な貿易品はほぼ農産・加工品に限られているとって過言ではない。このような点からも北部3カ国がメキシコとの自由貿易協定を結ぶには今しばらくの時間を要するとみられる⁽²²⁾。また自由貿易協定を結んだとしても、関税引下げのスケジュールは当面は中米にとって有利なものでなければ、中米諸国側に積極的なインセンティブを与えることにはならないであろう。

結びにかえて

本章では中米の地域統合の動きを、まず制度上の取り組みの動きから紹介した。統合の推進役となっているのは、近年権限が集中しかつ強化されつつある中米統合機構である。中米統合機構は中米サミットに代表される域内の政治統合の動きと、貿易自由化、関税制度の調整など経済統合の両方にコミットしている。従来から域内に散在し、なかには事実上休業状態であったいくつかの統合事務機関は全体的に縮小ないし廃止される方向にあり、中米統合機構の役割は今後も増大すると考えられる。なお中米議会については、その決議が法的な拘束力をもたないことから、執行機関というよりもむしろ各国の政治家の話し合いや情報交換の場としての意味合いが強くなっている。中米議会が政治統合にどのような形で具体的に貢献できるかは、未知数であるといつてよい。

他方経済統合の分野では、自由貿易市場、対外共通関税への漸進的な取り

組み、共通関税制度の改革などが進み、域内貿易額が飛躍的に増加するなどのプラス効果が現われている点は評価できよう。しかしながらニカラグア、ホンジュラスという相対的に経済開発の遅れた国とその他の国の間に、貿易面などで格差が生じている。このいわば二極化現象を今後いかにして抑制するか留意する必要があるだろう。なお経済面では、国内経済構造で依然として主要な地位を占める農業が、経済統合の動きのなかでどう位置づけられているのか判然としない。中米各国は従来その主たる外貨収入をコーヒー、バナナ、砂糖、食肉、エビなどの一次産品に大きく依存してきた。急速に産業構造が変化しつつあるとはいえ、中米の非伝統的な輸出産業が十分な国際競争力を得るまでの間、今しばらくの時間を要すると思われる。

以上のような中米各国の域内および国際環境を考慮すると、長期的にみるとメキシコとの自由貿易が今後中米経済統合に与えるインパクトは小さくないと考えられる。コスタリカとニカラグアはそれぞれ1995年、97年にメキシコとの自由貿易に入った。残りの4カ国はこれに即座に同調する気配はみせてはいないが、いずれはメキシコとの自由貿易に踏み切るであろう。全体の流れとしての自由貿易圏の形成は今後も進むとみられる。ハブ・アンド・スポーク型の自由貿易の帰趨は、急速に進むFTAAの参考になる面もあると考えられる。

1998年4月に開催された第2回米州サミット宣言は、域内の小規模経済諸国 (las economías pequeñas) にも配慮し、経済統合への参加促進を呼びかけている。また同サミットの事前準備会議の性格をもつ第4回貿易担当閣僚会議が、98年3月コスタリカのサンホセで行われた。同閣僚会議では新たに小規模経済諸国のFTAA参加を積極的に進めるための諮問委員会の設置が決まり、正副委員長にそれぞれジャマイカ、グアテマラの代表が就任した。

以上のように中米の地域統合はFTAAの流れに歩調を合わせたものとなっている。繰り返すように、統合の今後をみていくうえでの試金石となるのは、中米諸国とメキシコの自由貿易の進捗状況であろう。またこのことは、FTAAの今後の動き自体にも少なからぬ影響を与えると考察される。中米地

付表 略年表

1950年	中米地峡経済協力委員会 (Comité de Cooperación Económica del Istmo Centroamericano) 設置
1951年	中米機構 (ODECA: Organización de Cooperación Económica del Istmo Centroamericano) 設立
1958年	「自由貿易および経済統合に関する多国間条約 (Tratado Multilateral de Libre Comercio e Integración Económica) および「中米産業統合に関する協定」 (Convenio sobre el Régimen de Industrias Centroamericanas de Integración)
1960年 2月	「経済連合条約 (Tratado de Asociación Económica)」 (グアテマラ, エルサルバドル, ホンジュラス署名)
12月	「中米経済統合に関する一般条約 (Tratado General de Integración Económica Centroamericana)」 中米経済統合銀行 (Banco Centroamericano de Integración Económica) 設立
1969年 7月	エルサルバドル・ホンジュラス戦争
1986年 5月	第1回中米サミット (エスキプラス I)
1987年 8月	中米和平合意 (エスキプラス II)
1990年 6月	アンティグア宣言 中米経済行動計画 (PAECA: Plan de Acción Económica de Centroamérica)
1991年 1月	第1回中米・メキシコ首脳会議 (トクストラ・グティエレス I)
10月	中米会議 (PARLACEN: Parlamento Centroamericano) 発足
12月	テグシガルパ議定書 (Protocolo de Tegucigalpa)
1993年 1月	中米共通関税制度 (Sistema Arancelario Centroamericano) 発足
2月	中米統合機構 (SICA: Sistema de Integración Centroamericana) 発足
3月	北部3カ国自由貿易地域発足
10月	中米経済統合条約 (Tratado General de Integración Económica Centroamericana) 調印 (グアテマラ議定書)
1994年 8月	持続可能な発展のための同盟 (ALIDES: Alianza para el Desarrollo Sostenible) 合意
1995年 1月	コスタリカ・メキシコ自由貿易協定発効
3月	中米社会統合条約 (Tratado de la Integración Social Centroamericana) 調印
1996年 2月	第2回中米・メキシコ首脳会議 (トクストラ・グティエレス II)
1997年 5月	中米・米国首脳会議 (パナマを除く中米5カ国とドミニカ共和国, ベリーズ首脳)
11月	中米サミット特別会議 (ドミニカ共和国, 中米サミット正式参加)
12月	ニカラグア・メキシコ自由貿易協定調印
1998年 3月	米州サミット第4回経済担当閣僚会議 (コスタリカのサンホセ)

(出所) 筆者作成。

域統合のもつ意義は決してサブリージョナルなものにとどまらず、米州全体にインパクトをもつものと理解されるべきであろう。

〔注〕

- (1) 詳細は田中 [1997b] を参照されたい。
- (2) 主なものとして武部 [1996], 細野 [1995] がある。
- (3) SIECA [1996]. なお中米経済行動計画の抄訳は『ラテンアメリカ時報』 [1990], pp. 23-26に掲載されている。
- (4) Bulmer-Thomas [1994], p. 22.
- (5) ALIDESについては狐崎 [1996] が参考になる。
- (6) 中米議会については同議会事務局の発行する *Memoria de Labores, Gaceta Centroamericana* などの資料を参照した。
- (7) なお筆者は1997年8月13日、グアテマラ市内にある同議会本部で、アルフレド・トリニダ (Alfredo Trinidad) 法律顧問にインタビューしたが、同顧問は98年2月に予定されているコスタリカの大統領・国会議員選挙後に、同条約の批准を経てコスタリカが正式に議会に参加するであろうという見通しを述べていた。しかしながら現時点ではコスタリカの正式参加は確認できていない。
- (8) Roy [1992], p. 98.
- (9) Economist Intelligence Unit [1997], pp. 6-7.
- (10) *Lineamiento para el fortalecimiento y racionalización de la institucionalidad regional* (PRES16. DOC), 12 de julio de 1997, mimeo, p. 9.
- (11) エルネスト・レアル (Ernesto Leal) 中米統合機構事務総長 (元ニカラグア外務大臣) は筆者に対し、中米各国首脳は中米統合機構への権限集中について全会一致で賛成しているので、一連の改革案は遵守されるだろうとの見通しを述べている。インタビューは1997年8月19日、サンサルバドル市内の中米統合機構本部事務局で行った。
- (12) 現段階ではコーヒー、砂糖、エチルアルコール、小麦粉、数種類の石油関連製品、タバコが域内貿易自由化の例外品目となっている。なお中米域内の非関税障壁として残存するものは次のようである。
 - ① 消費財への課税。国内生産物と同様に輸入財にも課税するが、その幅は政府の裁量に委ねられている。
 - ② 生産者と販売者間の取り決め。例としてビール (中米では各国にビール製造会社があるが、販売は取り決めにより国産品に限定されている)。
 - ③ 各国の製造業者間での貿易を制約する取り決め。例としてタバコ (中米ではタバコは同一の多国籍企業のライセンス生産のため、輸出入を制約してい

る)。

- ④ 政府による国産品優先政策。例として石油精製。
- ⑤ クォータないしはライセンス制。例として電力の輸出入（政府間の協議に基づく）。
- ⑥ 輸送コスト，税関審査の効率。

以上Bulmer-Thomas [1994], p. 32による。

- (13) 以下，諸措置と問題点についてはCEPAL [1995a], [1996], [1997]による。
- (14) 他方マイナス効果として所得分配の不平等が拡大している。このテーマに関してはBulmer-Thomas [1996], World Bank [1997a]などが参考になる。
- (15) 詳細は田中 [1997] 参照。
- (16) リモン議定書の基本原則は1988年の中米大統領会議においても再確認されている。詳細はWeeks [1994], p. 92.
- (17) World Bank [1997b], pp. 142-143
- (18) 1990年代に入りコスタリカを除く中米各国は，生産価格保証ではなく輸入価格との価格帯を設定するプライス・バンド制を導入した。これは輸入価格と国内価格の差額を生産農家に補填する形で，特定の農産品の国内生産を保護するものである。
- (19) 合意内容の仮訳は，『ラテンアメリカ時報』[1991], pp. 6-8に掲載されている。なお合意事項の全文はECA [1991], pp. 168-169に掲載されている。
- (20) 詳細はCEPAL [1995b], p. 9, *Central American Report*, Jan. 27, 1995, CEPAL [1995c], pp. 46-48.
- (21) メキシコの企業グループに関しては古田島 [1996], 星野 [1990] など参照。
- (22) メキシコとエルサルバドルの両国大統領は1997年5月の二国間首脳会議で，メキシコとエルサルバドル，グアテマラ，ホンジュラスの自由貿易協定締結に向けての協議を促進することで合意した。いくつかのハードルは残されているものの，大枠としてのメキシコ・中米の自由貿易協定の動きは非可逆的なものと考えられる。

〔参考文献〕

〈日本語文献〉

- 狐崎知己 [1996] 「中米地域の新たな発展戦略」(『ラテンアメリカ・レポート』Vol. 13, No. 4, 12月)。
- 古田島秀輔 [1996] 「メキシコ企業の国際展開」(堀坂浩太郎・細野昭雄・長銀総合研究所編『ラテンアメリカ企業論』日本評論社)。

- 武部昇 [1996] 「中米地域統合の新しい展開」(石井章編『冷戦後の中米——紛争から平和へ』アジア経済研究所)。
- 田中高 [1997a] 「NAFTAと中米繊維産業の展望」(田中高『日本紡績業の中米進出』古今書院)。
- [1997b] 「中米地域」(国本伊代・中川文雄編『ラテンアメリカ研究への招待』新評論)。
- 星野妙子 [1990] 「メキシコの経済発展と民族系企業の形成——ビンボー・グループの事例」(『アジア経済』第31巻第10号, 10月)。
- 細野昭雄 [1995] 『APECとNAFTA——グローバリズムとリジョナリズムの相克』有斐閣。
- 『ラテンアメリカ時報』[1990] 第33巻第7号, 7月。
- 『ラテンアメリカ時報』[1991] 第34巻第3号, 3月。

<外国語文献>

- Bulmer-Thomas, Victor [1994], “Strategy and Policy Recommendations for Central American Integration,” in Jaime Behar ed., *Regional Integration and Economic Reform in Central America*, Stockholm: Stockholm University, Institute of Latin American Studies.
- Bulmer-Thomas ed. [1996], *The New Economic Model in Latin America and Its Impact on Income Distribution and Poverty*, London: Macmillan Press.
- CEPAL [1995a], *Centroamérica y el TLCAN: efectos inmediatos e implicaciones futuras*, LC/MEX/L. 265, 18 de mayo.
- [1995b], *El regionalismo abierto en América Central*, LC/MEX/L. 261, 7 de abril.
- [1995c], *Intercambio comercial agropecuario entre el Istmo Centroamericano y México: situación actual y perspectivas*, LC/MEX/L. 285, 10 de noviembre.
- [1996], *Centroamérica evolución de la integración económica durante 1995*, LC/MEX/L. 301, 31 de mayo.
- [1997], *Centroamérica evolución de la integración económica durante 1996*, LC/MEX/L. 321, 3 de marzo.
- ECA (Estudios Centroamericanos) [1991], Núm. 507-508, enero-febrero.
- Economist Intelligence Unit [1997], *Country Report: Costa Rica*, 3rd. quarter.
- “Lineamiento para el fortalecimiento y racionalización de la institucionalidad regional” (PRES16. DOC), 12 de julio de 1997, mimeo.
- PARLACEN, *Gaceta Centroamericana*.

—, *Memoria de Labores*.

Roy, Joaquin ed. [1992], *The Reconstruction of Central America: The Role of the European Community*, Miami: University of Miami, North-South Center.

SIECA (Secretaría Permanente del Tratado General de Integración Económica Centroamericana) [1996], “Los avances de la integración económica centroamericana en 1996,” mimeo.

Weeks, John [1994], “Regional Co-operation and Food Security in Central America,” in Jaime Behar ed., *Regional Integration and Economic Reform in Central America*, Stockholm: Stockholm University, Institute of Latin American Studies.

World Bank [1997a], *Poverty and Income Distribution in Latin America: The Story of the 1980s*, World Bank Technical Paper No. 351.

—[1997b], *World Development Indicators 1997*.